

## 鹿 児 島 県 公 報

令 和 6 年 2 月 13 日 ( 火 ) 第 489 号



発 行 鹿 児 島 県  
〒890-8577 鹿児島市鴨池新町10番1号  
編 集 総 務 部 学 事 法 制 課  
定 例 発 行 日 ( 毎 週 火 , 金 )

## 目 次

(※については例規集掲載事項)

ページ

## 告 示

- |                         |                  |
|-------------------------|------------------|
| ○保安林の指定予定 ( 2 件 )       | ( 森づくり推進課取扱い ) 1 |
| ○保安林の指定の解除 ( 2 件 )      | ( 森づくり推進課取扱い ) 2 |
| ○県営土地改良事業の計画の変更 ( 6 件 ) | ( 農地整備課取扱い ) 2   |
| ○電線共同溝を整備すべき道路の指定       | ( 道路維持課取扱い ) 4   |
| ○事業施行についての周知措置          | ( 都市計画課取扱い ) 5   |

## 公 安 委 員 会 告 示

- |               |                  |
|---------------|------------------|
| ○遊技機の型式の検定の告示 | ( 生活安全企画課取扱い ) 5 |
|---------------|------------------|

## 警 察 本 部 告 示

- |   |              |
|---|--------------|
| ○会計年度任用職員の報酬について任命権者が別に定める行政職給料表の適用範囲等の一部改正 (※) | ( 警務課取扱い ) 5 |
|---|--------------|

## 告 示

## 鹿 児 島 県 告 示 第 87 号

森林法 ( 昭和 26 年法律第 249 号 ) 第 25 条の 2 第 1 項の規定により、次のとおり保安林として指定する予定である。

令 和 6 年 2 月 13 日

鹿 児 島 県 知 事 塩 田 康 一

- 保安林予定森林の所在場所  
鹿児島市郡山岳町 2398 番 1 から 2398 番 4 まで
- 指定の目的  
水源の涵養
- 指定施業要件
  - 立木の伐採の方法  
ア 次の森林については、主伐は、択伐による。  
郡山岳町 2398 番 3  
イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。  
ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。  
エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
  - 立木の伐採の限度  
次のとおりとする。  
(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を鹿児島県環境林務部森づくり推進課及び鹿児島市役所に備え置いて縦覧に供する。)

## 鹿 児 島 県 告 示 第 88 号

森林法 ( 昭和 26 年法律第 249 号 ) 第 25 条の 2 第 1 項の規定により、次のとおり保安林として指定する予定である。

令和 6 年 2 月 13 日

鹿 児 島 県 知 事 塩 田 康 一

- 1 保安林予定森林の所在場所  
始良市蒲生町漆字兔田1665番
- 2 指定の目的  
土砂の崩壊の防備
- 3 指定施業要件
  - (1) 立木の伐採の方法  
ア 主伐は、択伐による。  
イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。  
ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
  - (2) 立木の伐採の限度  
次のとおりとする。  
（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を鹿児島県環境林務部森づくり推進課及び始良市役所に備え置いて縦覧に供する。）

**鹿児島県告示第89号**

森林法（昭和26年法律第249号）第26条の2第2項の規定により、次のとおり保安林の指定を解除する。

令和 6 年 2 月 13 日

鹿 児 島 県 知 事 塩 田 康 一

- 1 解除に係る保安林の所在場所  
南九州市颯娃町郡字大野嶽山4176番・颯娃町牧之内字二重堀ノ上4875番2（以上2筆について次の図に示す部分に限る。）
- 2 保安林として指定された目的  
干害の防備
- 3 解除の理由  
道路用地とするため  
（「次の図」は、省略し、その図面を鹿児島県環境林務部森づくり推進課及び南九州市役所に備え置いて縦覧に供する。）

**鹿児島県告示第90号**

森林法（昭和26年法律第249号）第26条の2第2項の規定により、次のとおり保安林の指定を解除する。

令和 6 年 2 月 13 日

鹿 児 島 県 知 事 塩 田 康 一

- 1 解除に係る保安林の所在場所  
南九州市颯娃町郡字大野嶽山4176番・颯娃町牧之内字二重堀ノ上4875番2（以上2筆について次の図に示す部分に限る。）
- 2 保安林として指定された目的  
公衆の保健
- 3 解除の理由  
道路用地とするため  
（「次の図」は、省略し、その図面を鹿児島県環境林務部森づくり推進課及び南九州市役所に備え置いて縦覧に供する。）

**鹿児島県告示第91号**

土地改良法（昭和24年法律第195号）第88条第1項の規定により、土地改良事業県営水利施設等保全高度化（畑地帯総合整備担い手支援対策）（旧：農地整備（畑地帯担い手支援型））

（農業用排水施設整備，農道整備及び農用地利用保全）第三鹿屋地区の計画を変更したので，関係書類を次のとおり縦覧に供する。

なお，この決定に不服のある者は，縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に，鹿児島県知事に対して審査請求をすることができる。

令和 6 年 2 月 13 日

鹿児島県知事 塩田康一

- 1 縦覧書類の名称  
変更後の土地改良事業計画書の写し
- 2 縦覧期間  
令和 6 年 2 月 14 日から同年 3 月 13 日まで
- 3 縦覧場所  
鹿屋市役所農地整備課

#### 鹿児島県告示第92号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第88条第1項の規定により，土地改良事業県営農村整備（農道・集落道整備）（旧：農地整備（通作・樹園地））（農道整備）松山地区の計画を変更したので，関係書類を次のとおり縦覧に供する。

なお，この決定に不服のある者は，縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に，鹿児島県知事に対して審査請求をすることができる。

令和 6 年 2 月 13 日

鹿児島県知事 塩田康一

- 1 縦覧書類の名称  
変更後の土地改良事業計画書の写し
- 2 縦覧期間  
令和 6 年 2 月 14 日から同年 3 月 13 日まで
- 3 縦覧場所  
南九州市役所耕地林務課

#### 鹿児島県告示第93号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第88条第1項の規定により，土地改良事業県営中山間地域農業農村総合整備（旧：農地環境整備）（農用地利用保全及び区画整理）熊野地区の計画を変更したので，関係書類を次のとおり縦覧に供する。

なお，この決定に不服のある者は，縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に，鹿児島県知事に対して審査請求をすることができる。

令和 6 年 2 月 13 日

鹿児島県知事 塩田康一

- 1 縦覧書類の名称  
変更後の土地改良事業計画書の写し
- 2 縦覧期間  
令和 6 年 2 月 14 日から同年 3 月 13 日まで
- 3 縦覧場所  
中種子町役場農林水産課

#### 鹿児島県告示第94号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第88条第1項の規定により，土地改良事業水利施設整備（畑地帯担い手育成型）（旧：畑地帯総合整備（担い手育成型））（区画整理）手久津久地区の計画を変更したので，関係書類を次のとおり縦覧に供する。

なお，この決定に不服のある者は，縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に，鹿児島県知事に対して審査請求をすることができる。

令和 6 年 2 月 13 日

鹿児島県知事 塩田康一

- 1 縦覧書類の名称  
変更後の土地改良事業計画書の写し
- 2 縦覧期間  
令和 6 年 2 月 14 日から同年 3 月 13 日まで
- 3 縦覧場所  
喜界町役場農業振興課

**鹿児島県告示第 95 号**

土地改良法（昭和 24 年法律第 195 号）第 88 条第 1 項の規定により，土地改良事業県営畑地帯総合整備型（担い手育成対策）（旧：農地整備（畑地帯担い手育成型））（区画整理）中里地区の計画を変更したので，関係書類を次のとおり縦覧に供する。

なお，この決定に不服のある者は，縦覧期間満了の日の翌日から起算して 15 日以内に，鹿児島県知事に対して審査請求をすることができる。

令和 6 年 2 月 13 日

鹿児島県知事 塩田康一

- 1 縦覧書類の名称  
変更後の土地改良事業計画書の写し
- 2 縦覧期間  
令和 6 年 2 月 14 日から同年 3 月 13 日まで
- 3 縦覧場所  
喜界町役場農業振興課

**鹿児島県告示第 96 号**

土地改良法（昭和 24 年法律第 195 号）第 88 条第 1 項の規定により，土地改良事業県営水利施設等保全高度化（畑地帯総合整備中山間地域型担い手支援対策）（旧：農地整備（畑地帯担い手支援型））（農業用排水施設整備及び農道整備）正名地区の計画を変更したので，関係書類を次のとおり縦覧に供する。

なお，この決定に不服のある者は，縦覧期間満了の日の翌日から起算して 15 日以内に，鹿児島県知事に対して審査請求をすることができる。

令和 6 年 2 月 13 日

鹿児島県知事 塩田康一

- 1 縦覧書類の名称  
変更後の土地改良事業計画書の写し
- 2 縦覧期間  
令和 6 年 2 月 14 日から同年 3 月 13 日まで
- 3 縦覧場所  
知名町役場耕地課

**鹿児島県告示第 97 号**

電線共同溝の整備等に関する特別措置法（平成 7 年法律第 39 号）第 3 条第 1 項の規定により，次のとおり電線共同溝を整備すべき道路を指定した。

令和 6 年 2 月 13 日

鹿児島県知事 塩田康一

道路の種類	路線名	区 間
県道	手打蘭牟田港線	薩摩川内市下甑町長浜字浜口 1225 番 1 地先から同市下甑町長浜字越地 1438 番 15 地先まで

## 鹿児島県告示第98号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第2項において準用する同法第62条第1項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更について次のとおり九州地方整備局長の認可の告示があった。

令和 6 年 2 月 13 日

鹿児島県知事 塩田康一

- 1 都市計画事業の種類及び名称
  - (1) 種類 始良都市計画道路事業
  - (2) 名称 3・5・17号帖佐駅三拾町線
- 2 施行者の名称  
鹿児島県
- 3 事務所の所在地（事務所の名称）  
始良市加治木町諏訪町12番地（始良・伊佐地域振興局建設部土木建築課）
- 4 事業地の所在
  - (1) 収用の部分  
変更なし
  - (2) 使用の部分  
変更なし
- 5 告示年月日及び番号  
令和 6 年 2 月 1 日九州地方整備局告示第 7 号

## 公安委員会告示

## 鹿児島県公安委員会告示第16号

風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第20条第4項の規定により申請のあった次の遊技機は、遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則（昭和60年国家公安委員会規則第4号）第6条の遊技機の型式に関する技術上の規格に適合していると認めた。

令和 6 年 2 月 13 日

鹿児島県公安委員会委員長 増田吉彦

遊技機の種類	型式名	製造者の氏名又は名称	検定番号
ぱちんこ遊技機	PGO!GO!郷～革命の5～M 4-VLT	株式会社ニューギン	3P1413
回胴式遊技機	L聖闘士星矢海皇覚醒YG	株式会社三洋物産	330583

## 警察本部告示

## 鹿児島県警察本部告示第1号

令和 2 年 3 月 31 日鹿児島県警察本部告示第 2 号（会計年度任用職員の報酬について任命権者が別に定める行政職給料表の適用範囲等）の一部を次のように改正し、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

令和 6 年 2 月 13 日

鹿児島県警察本部長 野川明輝

表公安委員会の部遺失物取扱支援要員の項を削る。